

## ○宮崎大学農学部附属フィールド科学教育研究センター利用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学農学部附属フィールド科学教育研究センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用の範囲)

第2条 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合に利用できるものとする。

- (1) 実習・講義等の教育活動
- (2) 研究活動
- (3) センターが実施する公開講座および研修等の事業
- (4) その他センター長が適当と認めた場合

### (利用者の資格)

第3条 センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 宮崎大学の教職員、学生及び研究生
- (2) センターが実施する事業への参加者
- (3) その他センターの目的を達成するため、センター長が適当と認めた者

### (利用の申請)

第4条 前条第1号及び第3号に該当する者がセンターの利用を希望するときは、別に定める利用に関する申合せに従い、「利用申請書」をセンター長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 利用者は、「利用申請書」の記載事項について変更しようとするとき、又は変更が生じたときは、その旨を速やかにセンター長に届け出なければならない。
- 3 センターの宿泊施設の利用については、別に定める。

### (利用の承認)

第5条 センター長は、センターの利用を承認したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

### (利用許可の取消)

第6条 センター長は、センターの運営に支障を与える恐れがあると判断されるときは、前条の規定による承認を取消することができる。

### (利用の報告)

第7条 センター長は、必要に応じ、利用者に対して利用の内容について報告を求めることができる。

### (遵守義務)

第8条 利用者は、センターで定める利用に関する申合せ等を遵守しなければならない。

- 2 利用中にかかる一切の経費は、利用者の負担とする。

(賠償責任)

第9条 センター長は、利用者が故意又は過失によってセンターの設備及びその他の施設を損傷したときは、利用者に対して賠償を求めることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、センター利用に関する事項は、センター長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年6月21日から施行する。